

議案 第 38 号

三宅町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町印鑑条例（平成5年9月三宅町条例第12-2号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年9月4日提出

三宅町長 森 田 浩 司

三宅町印鑑条例の一部を改正する条例

三宅町印鑑条例(平成5年9月三宅町条例第12-2号)の一部を次のように改正する。

第18条を第19条とし、第15条から第17条までを1条ずつ繰り下げる。

第14条中「前条」を「第13条」に改め、同条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)

第14条 個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項の個人番号カードをいう。以下同じ。)を所持する登録者は、個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であつて電子証明等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)を用いて、かつ、多機能端末機(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本町の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。)に必要な事項を自ら入力することにより、町長に印鑑登録証明書の申請をし、その交付を受けることができる。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和7年1月1日から施行する。

三宅町印鑑条例（平成5年条例第12号の2）の一部を改正する条例新旧対照表

改正後（案）	現行
<u>（多機能端末機による印鑑登録証明書 の交付）</u> <u>第14条 個人番号カード（行政手 続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する 法律（平成25年法律第27号）第2条 第7項の個人番号カードをいう。 以下同じ。）を所持する登録者は、 個人番号カード（電子署名等に係 る地方公共団体情報システム機 構の認証業務に関する法律（平成 14年法律第153号）第22条第1項に 規定する個人番号カード利用 者証明用電子証明書が記録され たものに限る。）又は移動端末設 備（電気通信事業法（昭和59年法 律第86号）第12条の2第4項第2号 口に規定する移動端末設備であ つて電子証明等に係る地方公共</u>	

団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)を用いて、かつ、多機能端末機(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を経由して本町の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。)に必要な事項を自ら入力することにより、町長に印鑑登録証明書の申請をし、その交付を受けることができる。

(代理申請等)

第15条 登録申請者又は登録者が、第3条、第4条、第7条第2項、第8条、第9条及び第13条の申請等を、病気その他やむを得ない理由により自ら行うことができないときは、代理人により行うことができる。

(代理申請等)

第14条 登録申請者又は登録者が、第3条、第4条、第7条第2項、第8条、第9条及び前条の申請等を、病気その他やむを得ない理由により自ら行うことができないときは、代理人により行うことができる。

2 前項の場合において、第8条及び第13条の申請を除き、委任の旨を証する書面を添えなければならない。

3 第8条及び第13条の申請について、登録者以外の者により印鑑登録証を添えて申請がされた場合は、当該申請を登録者の授權による代理人の申請とみなす。

（閲覧の制限）

第16条 （略）

（質問調査）

第17条 （略）

（三宅町行政手続条例の適用外）

第18条 （略）

（規則への委任）

第19条 （略）

2 前項の場合において、第8条及び前条の申請を除き、委任の旨を証する書面を添えなければならない。

3 第8条及び前条の申請について、登録者以外の者により印鑑登録証を添えて申請がされた場合は、当該申請を登録者の授權による代理人の申請とみなす。

（閲覧の制限）

第15条 （略）

（質問調査）

第16条 （略）

（三宅町行政手続条例の適用外）

第17条 （略）

（規則への委任）

第18条 （略）